

お知らせ

Pick up
未納の市税等は
3月30日までの
納付をお願いします

市税等の未納がある人は、3月30日(金)までに納付をお願いします。
市税等は市の貴重な自主財源として、福祉増進、防犯対策、インフラ整備などに使われるもので、年度内の財源確保が求められます。
税負担の公平性を保つため、市税等の未納が続く場合は、給与、預貯金、不動産などの差押を行うこととなります。

差押内容	差押件数
預貯金	2,798 件
給与	47 件
不動産	27 件
その他	311 件
合計	3,183 件

※1月31日現在



問 市収納管理課(1階⑬番窓口)
☎0994-31-1155

Pick up
総合支所における
戸籍届出の受付
時間が変わります

4月1日(日)から、輝北・串良・吾平総合支所での夜間及び休日の戸籍届出受付時間が次のとおり変更となります。

- 変更後の受付時間
- 平日(夜間) 21時まで
- 休日 9時~17時
- ※市役所本庁ではこれまで通り24時間受付が可能

問 市総務課(3階)
☎0994-31-1127

Pick up
市国民健康保険
被保険者証を持つ
転出予定の皆さんへ

市外へ転出すると市国民健康保険の資格は喪失しますが、修学のために転出する場合は、転出の手続き後に市健康保険課又は各総合支所住民サービス課で届け出をすることにより、引き続き市国民健康保険被保険者証を使用することができます。

- 持参するもの
- 市国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 世帯主及び転出する人のマイナンバーカード
- ※通知カードでも可能
- 手続きに来る人の本人確認書

「若けもん元気度アップ・ポイント事業」を
平成30年度も実施します

4月2日(月)から、平成30年度の「若けもん元気度アップ・ポイント事業」を実施します。すでにご参加ください。

- 内容 市が実施する健康づくり事業への参加、各種健康診断受診等の活動についてポイントを付与し、付与されたポイントに応じた還元品を交付
- 対象者 平成30年3月31日時点で20歳~64歳の市民
- 対象事業 健康診査、人間ドック、がん検診、健康教育、市が指定する講演会・イベント など
- その他 市保健相談センターで発行するポイント手帳が必要
- ※平成29年度のポイント手帳は使用不可

問 市保健相談センター
☎0994-41-2110

町内会に加入しましょう

市では、「町内会」への加入を促進しています。安全・安心な暮らしのためには、地域に住む皆さんで声を掛け合って支え合う地域づくりが大切です。積

極的に町内会に加入しましょう。

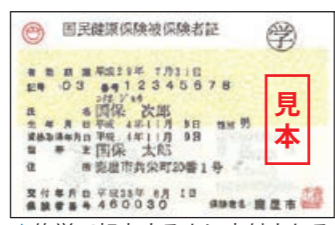
- 町内会の主な活動内容
- 情報のある地域づくり
- 町内の情報を紹介する回覧板や「広報かのや」など、広報物の配布
- 災害に強い地域づくり
- 自主防災組織づくり、町内会独自の防災訓練、消防団への協力・支援等の実施
- 安全な地域づくり
- 防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロール等の実施
- きれいで快適な地域づくり
- 公園等のごみ拾いや清掃等の美化活動、ごみステーションの設置や維持管理
- ふれあいのある地域づくり
- 夏祭りや運動会など、世代を越えた交流を深めるための各種行事の実施
- 安心して健やかに暮らせる地域づくり
- 地域の皆さんで見守り、支え合う、地域福祉活動や青少年健全育成活動
- 加入方法 市民課、市地域活力推進課、各総合支所住民サービス課に置いてある「町内会加入申込書」をお住まいの町内会長に提出
- 問 市地域活力推進課(3階)
☎0994-31-1147

類(運転免許証など顔写真付きのものは1点、顔写真無しものは2点)

※手続きに来る人が同一世帯以外の場合は委任状の提出が必要

- 在学証明書の原本又は学生証の写し
- 入学前に転出する場合は、合格通知書等が可能。ただし、入学後、在学証明書の原本又は学生証の写しの提出が必要

問 市健康保険課(1階⑥番窓口)
☎0994-31-1162



▲修学で転出する人に交付される国民健康保険被保険者証(右上に㊦と表示される)

「家屋を解体した人は
届け出が必要」です

固定資産税の課税については、1月1日が基準日となっています。このため、平成29年中に家屋を解体し、届け出をしていない人は、早急に「家屋滅失届」と関係書類を提出してください。

○関係書類等 解体業者が発行した「解体証明書」又は収入印紙が貼付された解体工事の「領収書」、印鑑

問 市総務課(1階⑩番窓口)
☎0994-31-1112

「高齢者運転免許証自主
返納支援事業」に
おける特典について

市では、高齢者が交通事故の当事者となることを防止するため、運転免許証を自主返納した人に対し、特典を交付しています。

- 申請方法 免許返納日から1年以内に、運転免許自主返納カードを持参のうえ、市役所又は各総合支所で申請
- 特典(平成30年4月以降)
- ①かのやばら園無料入園券(10枚)及びバラの苗引き換え券(1枚)
- ②タクシー利用券(9,000円分)
- ③いわさきICカード(9,000円分)

問 市安全安心課(3階)
☎0994-31-1124

一定規模以上の開発を行う際は、事前に市との協議をお願いします

市では、宅地分譲や太陽光発電設備設置等に伴う開発による雨水排水処理などの問題を受け、適正な開発を推進する協議・承認制度として「鹿屋市土地利用対策要綱」を制定しています。

開発を行うことは、隣接地をはじめ道路や排水路等の公共施設や市民生活全体に影響が出ることも想定されるため、地域全体の住み良さや自然環境との調和などを考えることが大切です。

1,000㎡以上の開発を行う際は、事前に市との協議をお願いします。



▲協議により、雨水を一時的貯蓄するための大型側溝を設置した事例

○「鹿屋市土地利用対策要綱」に基づき市と協議し完成した開発

事業者	所在地	目的
(株)村岡工務店	川西町 ほか2か所	宅地分譲
(有)秋岡ハウジング	川西町	宅地分譲
大東建託(株)鹿屋児島支店	郷之原町	集合住宅
(有)久保孝建設	笠之原町 ほか1か所	集合住宅
(有)マルタ建設	川西町	宅地分譲
(有)フォー・ユー	寿7丁目	店舗
(株)センチュリーハウス	新川町 ほか1か所	宅地分譲
ヤマサハウス(株)	旭原町	宅地分譲
(株)南九州不動産	串良町上小原	宅地分譲

○太陽光発電設備

事業者	所在地
(株)リミコーポレーション	串良町上小原
合同会社T&Mソーラー	名貴町
(株)K M J テック	輝北町市成
(有)敬愛社	串良町有里

※各開発の詳細は市ホームページに掲載

問 市都市政策課(4階) ☎0994-31-1130

消費生活センターだより
~こんな相談ありました④~

「完済したつもりの借金の請求」

相談事例

およそ20年前、消費者金融から20万円を借りた。最近、自宅に男性が訪ねてきて、「消費者金融から債権譲渡を受けた。100万円を払ってくれ。」と言われたが、完済したつもりでいたため払わなかった。しかし、記憶が定かではなく、不安になってきた。年金暮らしなので、支払うのは困難である。(70代男性)



アドバイス

あわてずに、まず相談!

- このような、昔の借金の取り立てに関する相談が増えています。
- 請求を受けた時は、その場で支払うなどの判断をせず、市消費生活センターへ相談してください。
- 必要に応じて、弁護士・司法書士等への法律相談をご案内します。

問 市消費生活センター 鹿屋市北田町3-3(市産業支援センター2階) ☎0994-31-1169